

4 温室効果ガスの排出の状況

基準年度（令和 6 年度）の温室効果ガス排出の状況

①エネルギー起源二酸化炭素の排出量		38,620	t-CO <sub>2</sub>
① （温 室 を 除 く 二 酸 化 炭 酸 ガ ス 換 算 排 出 量）	②非エネルギー起源二酸化炭素		t-CO <sub>2</sub>
	③メタン		t-CO <sub>2</sub>
	④一酸化二窒素		t-CO <sub>2</sub>
	⑤ハイドロフルオロカーボン類		t-CO <sub>2</sub>
	⑥パーフルオロカーボン類		t-CO <sub>2</sub>
	⑦六ふっ化硫黄		t-CO <sub>2</sub>
	⑧三ふっ化窒素		t-CO <sub>2</sub>
	温室効果ガス総排出量（①～⑧合計）		38,620

5 温室効果ガス排出量の抑制に係る目標

（1）温室効果ガス排出量の抑制目標

温室効果ガスの抑制の目標設定方法	原単位排出量
------------------	--------

項 目	基準年度 令和 6 年度 排出量（実績）		目標年度 令和 9 年度	
			目標排出量	目標削減率
温室効果ガス 総 排 出 量		t-CO <sub>2</sub>	t-CO <sub>2</sub>	%

項 目	基準年度 令和 6 年度 排出量（実績）		目標年度 令和 9 年度		
			目標排出量	目標削減率	
原単位当たりの 排 出 量	76.95	kg-CO <sub>2</sub> / m <sup>2</sup>	74.64	kg-CO <sub>2</sub> / m <sup>2</sup>	3.0 %

（2）目標設定の考え方

温室効果ガス排出量原単位を1年間に1%ずつ、3年間で3%以上削減する。
-------------------------------------

- 備考1 温室効果ガスの排出の状況のうち、エネルギー起源二酸化炭素を除く温室効果ガスの排出量については、温室効果ガスの種類ごとに3,000トン以上の場合に限り計上してください。
- 備考2 温室効果ガス総排出量とは、エネルギー起源二酸化炭素の排出量と、種類ごとに3,000トン以上の温室効果ガスの排出量の合算をいいます。
- 備考3 原単位当たりの排出量とは、事業活動の特性を的確に示すものとして事業者自らが選択する工場等の床面積、製品の出荷量その他の指標になる単位量当たりの温室効果ガス排出量をいいます。

6 温室効果ガスの排出の抑制等に係る措置

(1) 自らの事業活動に伴い排出される温室効果ガスの抑制に係る措置

取組の区分	具体的な取組の内容	取組の目標
一般管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・エネルギー使用量の把握・計測・記録・分析をする。</li> <li>・電気使用量の見える化の導入をする。</li> <li>・管理標準の適用をする。</li> <li>・主要設備等の点検、検査措置の記録・管理をする。</li> </ul>	構成員の省エネ意識向上に努める。
省エネルギー・省資源の実践・冷暖房	<ul style="list-style-type: none"> <li>・クールビズ・ウォームビズの推奨をする。</li> <li>・冷房温度28℃、暖房温度19℃を徹底する。</li> <li>・空調機器等を取り換え時に省エネルギー型を採用する。</li> <li>・可能な限り外気や風を取り入れ空調時間を短縮する。</li> </ul>	空調負荷による日中の電力使用量抑制及びピークカットに努める。
省エネルギー・省資源の実践・照明	<ul style="list-style-type: none"> <li>・使用していない部屋や昼休み・時間外の不要な照明の消灯を徹底する。</li> <li>・蛍光管を順次LED器具に切り換える。</li> </ul>	照明負荷による電力使用量抑制及びピークカットに努める。
省エネルギー・省資源の実践・OA機器	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パソコン・コピー機の離席時のスイッチオフを徹底する。</li> <li>・パソコンを省エネモードに設定する。</li> </ul>	OA機器による電力使用量抑制及びピークカットに努める。
省エネルギー・省資源の実践・その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・老朽化した変圧器を省エネ法に規定されたトップランナー変圧器へ更新する。</li> <li>・デマンド制御装置を導入し、最大需要電力を抑制する。</li> </ul>	ベース電力の抑制に努める。
自動車利用における取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動車通勤・通学利用可能区域を定め、原則としてそれ以外の区域からは公共交通機関を利用する制度を設け、自動車の使用を控える。</li> </ul>	自動車使用の抑制に努める。

## 指針第1号様式

### (2) 非化石エネルギーへの転換に関する措置

#### ア 非化石電気に関する目標

指標	目標 (2030年度)
使用電気全体に占める 非化石電気の比率	35 %

#### イ 計画期間における非化石エネルギーの利用

現時点では、CO2フリー電力の購入に関して未定

### (3) 環境価値（クレジット等）の活用

現時点では、環境価値（クレジット）の購入に関して未定

### (4) その他の地球温暖化対策に係る措置

○水資源の有効利用・・・擬音装置の設置，節水型水栓・節水型トイレの採用  
○廃棄物の排出抑制等・・・両面コピー・裏紙利用等による紙使用量の削減，古紙回収による紙のリサイクル化，事務用品，事務用機器のリユース  
○グリーン購入の推進・・・「環境物品等の調達に関する基本方針」に準じた物品等の購入の推進  
○自動車利用の抑制・・・教職員のマイカー通勤の規制、通勤における公共交通機関の利用促進

### (5) 「環境保全の日」等に特に推進すべき取組

・定時退社に努める。  
・毎年6月と12月の環境保全の日前後を「環境美化週間」と定め、キャンパスクリーンを実施する。